

公益通報者保護制度説明資料

目次

Ⅰ. 公益通報者保護法について	3
Ⅱ. ガイドラインについて	13
Ⅲ. 消費者庁における取組状況について	23

1. 公益通報者保護法について

1. 公益通報者保護法制定の背景
2. 公益通報者保護法の目的
3. 公益通報者保護法の概要
4. 「公益通報」の定義
5. 「公益通報者」の定義
6. 通報の対象となる「法令違反行為」とは
7. 通報先に応じた保護の要件
8. 公益通報者が受けられる保護の内容
9. 他の法令の適用との関係
10. 通報を受けた事業者や行政機関の対応について

3

1. 公益通報者保護法制定の背景

国民生活の安心や安全を損なうような企業不祥事の多くが、事業者内部の関係者等からの通報を契機として相次いで明らかになった状況を踏まえ、事業者による国民の生命や身体への保護、消費者の利益の擁護等にかかわる法令遵守を確保するとともに、公益のために通報を行ったことを理由として労働者が解雇等の不利益な取扱いを受けることのないよう、公益通報に関する保護制度が整備されました。



公益通報者保護法の制定(平成16年法律第122号)
→平成18年4月施行

2. 公益通報者保護法の目的

「公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資する」

【法の目的】

公益通報者の保護

事業者による法令遵守の促進



国民生活の安定

社会経済の健全な発展

4

3. 公益通報者保護法の概要

公益通報者保護法は、次のようなことを定めています。

労働者が、事業者内部の法令違反行為について、

①事業者内部 ②行政機関 ③事業者外部に対し、

それぞれ所定の要件を満たして公益通報を行った場合

以下を規定

- 公益通報者に対する
解雇の無効
その他の不利益な取扱いの禁止
- 公益通報を受けた事業者や行政機関のとるべき措置

5

4. 「公益通報」の定義(第2条第1項)

① 労働者【公務員を含む】が

② 不正の目的でなく



③ その労務提供先(ア～ウの事業者をいう)又はその役員、従業員等について

ア. 当該労働者を自ら使用する事業者【行政機関を含む。イ、ウも同様】

イ. 当該労働者が派遣労働者である場合の当該労働者の派遣先

ウ. 当該労働者が事業に従事するア又はイの取引事業者



④ 法令違反行為(6. を参照)が生じ、又はまさに生じようとしている旨を

⑤ 次のいずれかに所定の要件(7. を参照)を満たして通報することをいう

ア. 当該労務提供先又は当該労務提供先があらかじめ定めた者

(以下「労務提供先等」という)

イ. 当該法令違反行為について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関

ウ. その者に対し当該法令違反行為を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者

(当該法令違反行為により被害を受け又は受けるおそれがある者を含み、当該労務提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。

以下同じ)

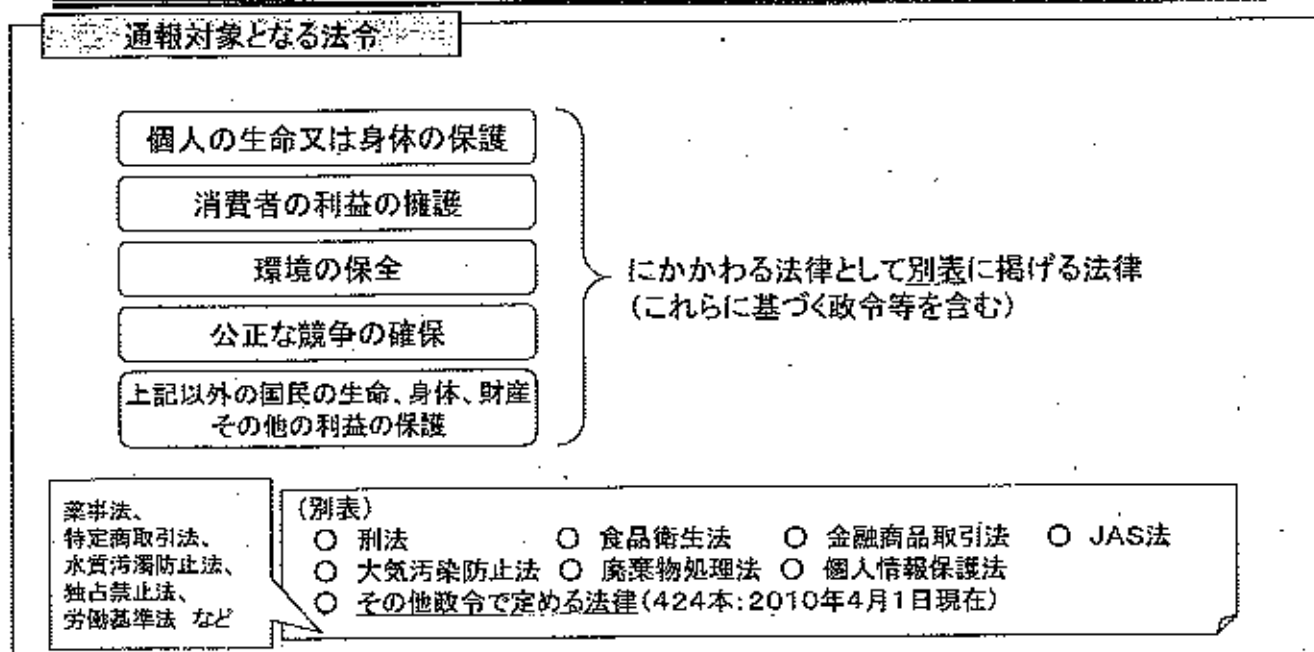


5. 「公益通報者」の定義(第2条第2項)

公益通報を行った労働者を「公益通報者」という

6

6. 通報の対象となる「法令違反行為」とは(第2条第3項)



「法令違反行為(法律上は「通報対象事実」)」とは—

- ① 別表に掲げる法律に規定する犯罪行為
- ② 別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが犯罪行為となる場合における当該処分の理由とされている事実等

7

7. 通報先に応じた保護の要件(第3条等)

事業者内部(事業者が設置又は指定した通報窓口)

- ①金品を要求したり、他人をおとしめるなど不正の目的でないこと

行政機関(通報内容について命令、勧告等の法的権限を有する行政機関)

- ①に加えて、②通報内容が真実であると信じる相当の理由があること

事業者外部 [報道機関や消費者団体など違法行為の発生や被害の拡大を防止するために必要と認められる者]

- ①及び②に加えて、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと
 - ・事業者内部や行政機関に通報すると不利益な取扱いを受けると信じる相当の理由がある場合
 - ・事業者内部への通報すると証拠が隠滅されるなどのおそれがある場合
 - ・事業者から事業者内部又は行政機関に通報しないことを正当な理由がなく要求された場合
 - ・書面により事業者内部へ通報してから20日以内に調査を行う旨の通知がない場合又は正当な理由なく調査を行わない場合
 - ・個人の生命・身体への危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信じる相当の理由がある場合

8

8. 公益通報者が受けられる保護の内容

① 解雇の無効(第3条)

公益通報をしたことを理由として事業者が行った解雇は無効です。

② 解雇以外の不利益取扱いの禁止(第5条)

解雇以外にも、公益通報をしたことを理由とするその他の不利益取扱いも禁止されています。

その他の不利益取扱いの例

- ・降格
- ・減給
- ・訓告
- ・自宅待機命令
- ・給与上の差別
- ・退職の強要
- ・専ら雑務に従事させること
- ・退職金の減額・没収(退職者の場合)

③ 労働者派遣契約の解除の無効等(第4条、第5条)

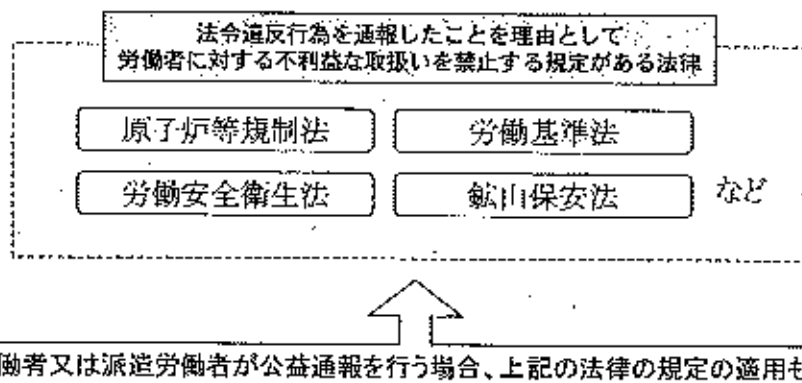
派遣労働者が派遣先の法令違反行為を通報したことを理由とする労働者派遣契約の解除は無効であり、派遣労働者の交代を求めること等も禁止されています。

※ 公務員については、公務員法制に基づき不利益取扱いが禁止される(第7条)。

9

9. 他の法令の適用との関係(第6条)

この法律における通報者の解雇の無効及びその他の不利益な取扱いの禁止の規定は、他の法令における個別の通報者保護規定の適用を妨げるものではない。



9. 他の法令の適用との関係(第6条)

この法律における解雇の無効の規定は、労働契約法第16条の適用を妨げるものではない

【労働契約法】第16条

解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。

この法律における不利益取扱いの禁止の規定は、労働契約法第14条及び第15条の適用を妨げるものではない

【労働契約法】第14条

使用者が労働者に出向を命ずることができる場合において、当該出向の命令が、その必要性、対象労働者の選定に係る事柄その他の事情に照らして、その権利を濫用したものとして認められる場合には、当該命令は、無効とする。

【労働契約法】第15条

使用者が労働者を懲戒することができる場合において、当該懲戒が、当該懲戒に係る労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、当該懲戒は、無効とする。

この法律の保護の対象とならない通報であっても
上記の規定が適用される場合がある

11

10. 通報を受けた事業者や行政機関の対応について

① 事業者内部に通報した場合

書面により公益通報をされた事業者は、通報に係る是正措置等について、公益通報者に対し、遅滞なく、通知するよう努めなければならない。(第9条)

② 行政機関に通報した場合

(i) 公益通報をされた行政機関は、必要な調査や適切な措置をとらなければならない。

ただし、犯罪行為に関する公益通報をされた捜査機関の捜査・公訴については、刑事訴訟法の定めに従う。(第10条)

(ii) 公益通報が、誤って処分等の権限を有しない行政機関になされた場合には、その行政機関は、正しい行政機関を公益通報者に教示しなければならない。(第11条)

12

II. ガイドラインについて

1. ガイドラインの種類

2. 公益通報者保護法と各種ガイドラインの関係

3. 各種ガイドラインの概要

(1) 国の行政機関の通報処理ガイドライン

(内部の職員等からの通報)

(2) 国の行政機関の通報処理ガイドライン

(外部の労働者からの通報)

(3) 公益通報者保護法に関する

民間事業者向けガイドライン

13

1. ガイドラインの種類

○ 国の行政機関の通報処理ガイドライン

国の行政機関に寄せられる公益通報を適切に処理するため、各行政機関が自主的に取り組むべき基本的事項を定める指針

・ 内部の職員等からの通報

内部の職員等から内部の法令違反行為に関する通報を受け付ける
→「事業者」としての行政機関

・ 外部の労働者からの通報

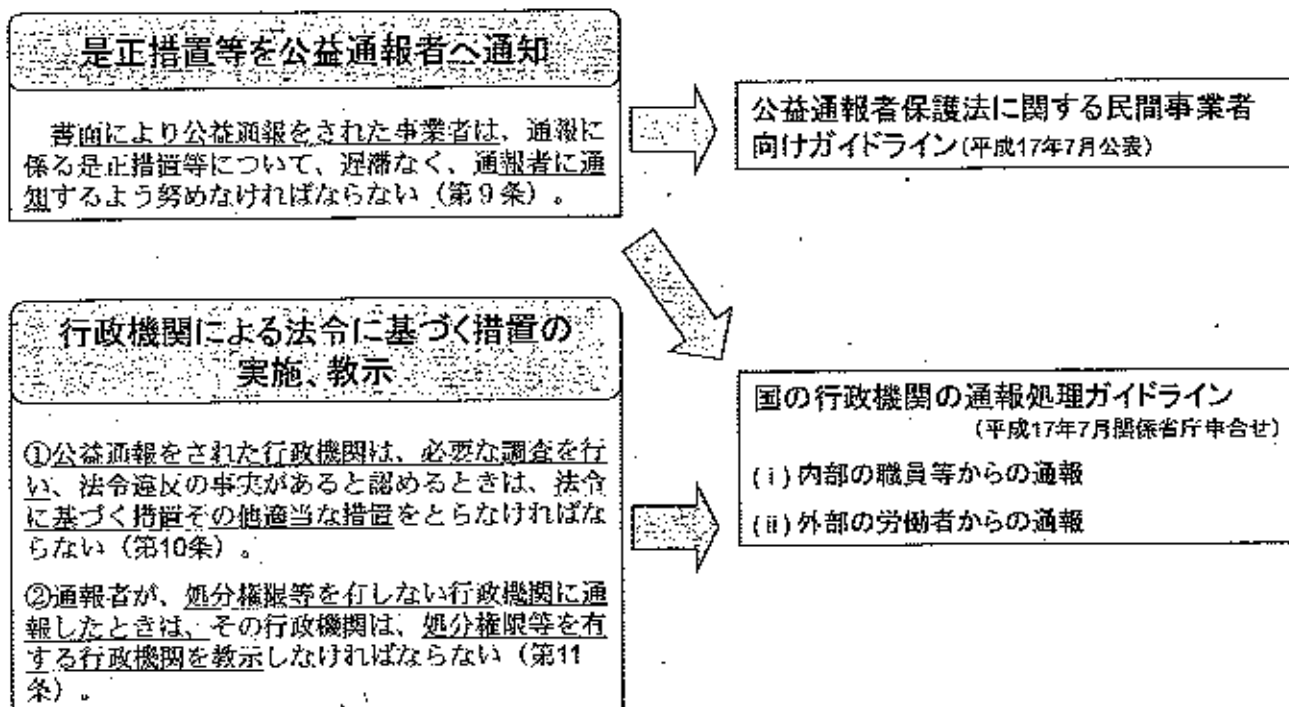
外部の労働者から事業者の法令違反行為に関する通報を受け付ける
→「権限を有する行政機関」としての行政機関

○ 公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン

事業者内部に従業員から寄せられる通報を適切に処理するための指針

14

2. 公益通報者保護法と各種ガイドラインの関係



15

3. 各種ガイドラインの概要

(1) 国の行政機関の通報処理ガイドライン

(内部の職員等からの通報)

① 通報処理の在り方

- 部署間横断的な通報処理の仕組みの整備
- 通報・相談窓口の設置
- 秘密保持の徹底・利益相反関係の排除
- 通報対象の範囲

: 当該行政機関についての法令違反行為（生ずるおそれを含む）＋各行政機関において定める事実

- 通報者の範囲

: 当該行政機関の職員、契約先の労働者＋各行政機関の定めるところにより国民等からの通報も受付可

16

(1) 国の行政機関の通報処理ガイドライン (内部の職員等からの通報)

② 通報の処理

- 通報の受付
: 通報者に対する説明、受理・不受理の通知
- 調査の実施
: 必要性の検討、調査についての通報者への通知
- 調査結果に基づく措置の実施等
- 通報者への是正措置等の通知
- 関係事項の公表
- 是正措置等の実効性評価

17

(1) 国の行政機関の通報処理ガイドライン (内部の職員等からの通報)

③ 通報者等の保護

- 通報又は相談をしたことを理由とする不利益取扱いの禁止等
- 通報者のフォローアップ
- 救済制度の職員への通知

④ その他

- 通報関連資料の適切な管理
- 職員への周知
- 職員の調査等への協力義務

18

(2) 国の行政機関の通報処理ガイドライン (外部の労働者からの通報)

① 通報処理の在り方

- 通報処理の仕組みの整備
- 通報受付窓口の設置
- 秘密保持の徹底・利益相反関係の排除
- 通報対象の範囲
- 通報者の範囲
- 公益通報以外の通報の取扱い

: 法令遵守を図る見地から、各行政機関の定めるところにより公益通報
以外の通報の受付可

19

(2) 国の行政機関の通報処理ガイドライン (外部の労働者からの通報)

② 通報の処理

- 通報の受付と教示
: 通報内容事実の把握の必要性・秘密保持の通報者への説明
- 調査の実施
: 通報者が特定されないよう配慮・調査の進捗状況及び結果の通報者への通知
- 受理後の教示
- 調査結果に基づく措置の実施
- 通報者への措置の通知

③ その他

- 通報関連資料の管理
- 他の行政機関等からの調査等への協力義務

20

(3) 公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン

① 事業者内での通報処理の仕組みの整備

- 仕組みの整備
- 通報窓口の整備・相談窓口の設置
- 内部規程の整備
- 秘密保持の徹底・利益相反関係の排除

② 通報の受付

- 通報受領の通知
- 通報内容の検討
- 個人情報の保護

21

(3) 公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン

③ 調査の実施

- 調査と個人情報の保護
: 通報者が特定されないような調査の方法
- 調査の進捗状況及び調査結果の通知

④ 是正措置の実施

- 是正措置の実施と関係行政機関への報告
- 通報者に対する是正措置の通知

⑤ 解雇・不利益取扱いの禁止

⑥ フォローアップ

⑦ その他

- 仕組みの周知等

22

Ⅲ. 消費者庁における取組状況について

1. 公益通報者保護制度の周知啓発活動
2. 公益通報者保護制度に関する調査
3. 公益通報者保護制度に関する研究・懇談会
4. 公益通報者保護制度に関する情報提供・相談

23

1. 公益通報者保護制度の周知啓発活動

○ 広報資料の作成・配布（平成17年度～）

公益通報者保護法や民間事業者向けのガイドラインについて、分かりやすくまとめた「公益通報者保護法パンフレット」「公益通報ハンドブック」を作成し、行政機関、事業者団体、労働組合等に配布

○ 公益通報者保護法説明会の開催（平成17年度～）

行政機関、事業者、労働者のほか広く一般国民も対象に、公益通報者保護法及び各種ガイドラインの内容について、全国各地で説明会を開催

※ 平成21年度 平成22年1月開催

全国5箇所（宮城県、福岡県、大阪府、東京都、愛知県）

○ 行政機関職員向け公益通報研修会の開催（平成18年度～）

行政機関（国、都道府県、市区）の制度担当職員を対象に、制度の理解の向上、スキルアップを目的に開催し、有識者等の講演や行政機関からの事例報告を実施

※ 平成21年度 平成22年2月開催

24

2. 公益通報者保護制度に関する調査

○ 行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査

(平成18年度～)

行政機関における内部の職員等からの通報・相談窓口の設置状況、通報の受理等の件数並びに外部の労働者からの公益通報の件数等を調査

○ 民間事業者における通報処理制度の実態調査

(平成18年度・平成20年度)

民間事業者を対象に、公益通報者保護法等の認知度や内部の従業員等からの通報・相談窓口の設置状況等を調査

○ 公益通報者保護制度に関する労働者向けインターネット調査

(平成17年度・平成20年度)

労働者を対象に、公益通報者保護法やその内容の認知度、労務提供先の法令違反行為等を知った場合の公益通報の意向、通報しないとした場合のその理由等を調査

25

3. 公益通報者保護制度に関する研究・懇談会

○ 民間企業における公益通報者保護制度その他法令遵守制度の整備推進に関する研究会

(平成19年度)

民間企業における公益通報者保護制度について、実効性のある制度の整備のあり方や、制度の広範な普及に向けた方策について検討

○ 公益通報関係裁判例集の作成検討会 (平成19年度)

これまで蓄積されてきた従業員の通報に関する裁判例について、平成18年3月に作成した同検討会報告書に、その後の裁判例を追加、整理し、改訂

○ 公益通報者保護制度のあり方に関する懇談会 (平成21年度)

各種調査や関係者へのヒアリング等を通じて、法の施行の状況等を把握するとともに、公益通報者保護制度の運用上の問題点の整理、見直しの方向性等についての議論を実施

26

4. 公益通報者保護制度に関する情報提供・相談

○ 公益通報者保護制度ウェブサイト

<http://www.caa.go.jp/seikatsu/koueki/index.html>

- ・ 公益通報者保護制度の概要に関する資料の掲載
- ・ 広報資料、説明会やシンポジウム等の配布資料、各種調査・研究の成果資料等の掲載
- ・ Q&Aの掲載
- ・ 通報・相談先行政機関の検索システムの提供 など

○ 公益通報者保護制度相談ダイヤル

Tel (03)3507-9262 平日 9:30～12:30
13:30～17:30

- ・ 公益通報者保護法に関する相談(解釈など)
- ・ 各種ガイドラインに関する相談
- ・ 通報先(処分等の権限を有する行政機関)に関する相談 など